

令和4年6月農業委員会総会議事録

令和4年6月24日午後3時00分、令和4年6月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 24名

1番	金田 公隆	委員	3番	岩谷 裕子	委員	5番	川村 陽彦	委員
6番	須藤 秀人	委員	7番	種澤 達也	委員	8番	町田 高司	委員
9番	石岡 千鶴子	委員	10番	三上 浩太	委員	11番	小林 政貴	委員
12番	小田桐 明	委員	13番	石岡 人志	委員	14番	福士 章逸	委員
15番	小嶋 勇成	委員	16番	木村 芳文	委員	17番	平井 秀樹	委員
18番	成田 繁則	委員	19番	佐藤 剛郎	委員	20番	大湯 茂八郎	委員
21番	戸澤 幸彦	委員	22番	高橋 貴志	委員	23番	田村 真裕美	委員
24番	成田 豪	委員	25番	堺森 弘義	委員	26番	前田 優考	委員

欠席委員 2名

2番	藤田 善明	委員	4番	佐藤 修司	委員
----	-------	----	----	-------	----

出席事務局 10名

事務局長	吉田 秀樹	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹	高橋 秀男
事務局主幹兼農地調整係長	澤田 明人	事務局主幹兼総務係長	高木 一誠
事務局農地利用促進係長	藤田 智恵子	事務局岩木分室総括主査	浅利 敏江
事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏	事務局主事	大浦 空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

- 議案第 91 号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 92 号 農地転用許可に係る意見について
議案第 93 号 農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に
係る意見について
議案第 94 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 95 号 農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 96 号 りんご整枝せん定技術習得に係る体制の構築に関する要望（案）
議案第 97 号 りんご放任園解消対策事業の拡充に関する要望（案）
議案第 98 号 弘前市農地移動適正化あっせん基準及び弘前市農地移動適正化
あっせん基準細則の一部改正について
- 報告第 21 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 22 号 市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 23 号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 24 号 非農地の判断について

事務局次長

ただいまから令和 4 年 6 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号 2 番藤田善明委員、4 番佐藤修司委員の 2 名であります。ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。7 番種澤達也委員、8 番町田高司委員、10 番三上浩太委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 91 号を議題といたします。議案第 91 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。議案第 91 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 8,665 m²、畑 7 件 48,163 m²、合計 12 件 56,828 m²であります。また、使用収益権関係では、田 4 件 24,601 m²、畑 11 件 95,920 m²、合計 15 件 120,521 m²、であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりませんので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 6 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、町田高司委員、石岡千鶴子委員、三上浩太委員、それに私、川村であります。3 条許可申請について、新規就農 2 件についての事情聴取を行いました。4 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 54 番について申し上げます。譲受人は、以前より親が所有する農地で農作業の手伝いをしておりましたが、自身で農業経営したいという思いがあり、今回、親戚の協力により農地を借り受ける見通しがたため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も、親戚の指導の下、水稻及びアスパラガスを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。7 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 62 番について申し上げます。譲受人である法人の代表は、以前より個人でりんごの栽培をしておりましたが、今後は法人として、規模を拡大していきたいとのことから、本申請に至ったと申し述べておりました。営農する代表及び従業員は農業経験が豊富であり、農機具等も備わっているため、技術力等、特に問題はないとの判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、

調査副委員長	許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議 長	それでは、議案第 91 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 91 号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 91 号については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 92 号を議題といたします。議案第 92 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	15 ページをお開き願います。議案第 92 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 10 m ² 、畑 2 件 573 m ² 、合計 3 件 583 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。17 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 5 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。受付番号 6 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 7 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「既存施設の 2 分の 1 以下の拡張」に該当することから、転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議 長	それでは、議案第 92 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 92 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 92 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
	次に、議案第 93 号を議題といたします。議案第 93 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	19 ページをお開き願います。議案第 93 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田 1 件 208 m ² 、畠 2 件 2,202 m ² 、合計 3 件 2,410 m ² であります。また、使用収益権関係では、畠 1 件 490 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。21 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 5 番、7 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。受付番号 6 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可となる農地区分でありますが、不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。22 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 2 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可となる農地区分でありますが、不許可の例外となる「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 93 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 93 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 93 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
	次に、議案第 94 号を議題といたします。議案第 94 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長	23 ページをお開き願います。議案第 94 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 8,300 m ² 、畑 6 件 24,677 m ² 、合計 8 件 32,977 m ² であります。また、使用収益権関係では、田 5 件 17,671 m ² 、畑 8 件 53,131 m ² 、合計 13 件 70,802 m ² であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、田 5 件 17,671 m ² 、畑 5 件 18,465 m ² 、合計 10 件 36,136 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。27 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 43 番及び 29 ページ使用収益権関係、受付番号 28 番から 33 ページ 37 番までについては、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。29 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 28 番から 33 ページ 37 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適當であると考えられました。以上、報告いたします。
石岡人志委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (石岡人志委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 29 ページ、使用収益権関係、受付番号 28 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 94 号のうち、使用収益権関係、受付番号 28 番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 94 号のうち、使用収益権関係、受付番号 28 番については、委員会報告のとおり決定いたします。石岡人志委員の着席をお願いします。
	(石岡人志委員着席)
議長	それでは、議案第 94 号のうち、使用収益権関係、受付番号 28 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

	(なし)
議長	議案第 94 号のうち、使用収益権関係、受付番号 28 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 94 号のうち、使用収益権関係、受付番号 28 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。
	次に、議案第 95 号を議題といたします。議案第 95 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります事務局より説明を求めます。
事務局次長	35 ページをお開き願います。議案第 95 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 4,088 m ² 、畑 10 件 47,030 m ² 、合計 11 件 51,118 m ² であります。また、使用収益権が、畑 1 件 5,385 m ² であります。今回提出されました 12 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 9 件、交換 2 件、貸借 1 件が整ったものであります。40 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 33 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たすものであります。以上であります。
議長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 95 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 95 号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 95 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。
	次に議案第 96 号と議案第 97 号は、ともに要望事項であるため一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 96 号「りんご整枝せん定技術習得に係る体制の構築に関する要望（案）」と、議案第 97 号「りんご放任園解消対策事業の拡充に関する要望（案）」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局次長

43 ページをお開き願います。議案第 96 号は「りんご整枝せん定技術習得に係る体制の構築に関する要望（案）」で、議案第 97 号は「りんご放任園解消対策事業の拡充に関する要望（案）」であります。提案理由は、関係行政庁に対し要望したいため、本会の同意を求めるものであります。議案第 96 号につきましては担い手育成委員会において、議案第 97 号につきましては農地集積推進委員会において検討を経たのち、運営委員会での決定も経て、要望案として提案されているものであります。これら二つの要望につきましては、青森県知事に対しては、今後開催予定である中弘地区農業委員会大会において中弘地区農業委員会連絡協議会との議決を経て、又、弘前市長に対しては当委員会として要望するものであります。なお、要望の内容につきましては、運営委員会が開催されておりますので、説明を省略いたします。以上です。

議 長

運営委員会から要望内容について説明いたします。

前田優考職代

本日の総会に提案している、要望に関する議案 2 件について、本日、運営委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。運営委員会には 4 人の運営委員全員が出席し、要望内容について検討いたしました。初めに、議案第 96 号の「りんご整枝せん定技術習得に係る体制の構築に関する要望（案）」につきましては、現在のりんご生産者の中には、新規就農者や法人雇用の農業従事者など、未だ地域社会との接点が不足している方がいます。そのため、関係機関が開催している講習会等の開催を知り得ず、高品質りんご生産に欠くことができない、りんご整枝せん定技術の習得の機会を逃す生産者が見られるようになっていることから、議案に記載のとおり講習会等の情報発信及び相談体制の構築を、当市農業委員会の要望とするものであります。次に、議案第 97 号の「りんご放任園解消対策事業の拡充に関する要望（案）」につきましては、りんご放任園解消対策事業の交付単価が低いことから、地元団体の協力を得難く放任園解消の停滞が懸念されることから、当該事業の交付単価を引き上げ、放任園解消の促進を図ることを、当市農業委員会の要望とするものであります。以上、報告いたします。

議 長

議案第 96 号について担い手育成委員会から要望書について、説明願います。

担い手育成委員長

私からは、要望書（案）を朗読し、説明に代えさせていただきます。要望書（案）。当市は、2020 年の市町村別の農業算出額が 7 年連続で東北 1 位であり、中でも、りんごについては全国 1 位を誇っております。また、生産者の技術に裏打ちされた栽培管理による品質の高さは、市場や消費者の信頼を得ているところであります。この高品質なりんごの生産には、季節毎に様々な栽培行程があり、中でも重要で欠かすことができないのが、整枝せん定技術であります。明治初期、本県にりんごが伝わって以降、先人たちの不断の努力により培われた整枝せん定技術は、現在も更なる研究が続けられ、各関係機関による講習会の実施等、その技術習得のために様々な取り組みがなされております。一方で、現在のりんご生産者は、代々継承されてきた家族経営者に加え、新規就農者、農業法人経営者、法人雇用の農業従事者など、これまでに比べ多様な経営体となっております。それら経営体の中には、地域社会との接点が不足していることなどから、各関係機関による講習会等の内容や開催を知り得ず、結果として技術習得の機会を逃す生産者が多く見られるようになりました。そのような中、2015 年農林業センサスでの、当市の農業経営体数は 5,932 経営体でしたが、2020 年では 4,792 経営体と 1,140 経営体減少していることから、今後の農地利用の最適化、とりわけ担い手への農地集積及び新規参入の促進を推進する中で、高品質なりんごが生産されていくためには、多様な経営体がりんご整枝せん定技術を確実に習得する必要があります。つきましては、りんご整枝せん定技術の習得に関わり、下記の事項について要望するものであります。記。知事に対しては、多様な経営体がそれぞれのニーズに応じて、りんご整枝せん定技術を習得できるよう、講習会等に関する情報発信

扱い手育成委員長 及び相談体制の構築について、一層関係機関と連携して取り組むこと、及び、市長に対しては、多様な経営体がそれぞれのニーズに応じて、りんご整枝せん定技術を習得できるよう、講習会等に関する情報発信及び相談体制の構築について、一層取り組むとともに、青森県との協働に努めること。以上でございます。

議 長 次に、議案第 97 号について農地集積推進委員会から要望書について、説明願います。

農地集積推進委員長 私からは、要望書（案）を朗読し、説明に代えさせていただきます。要望書（案）。今日、我が国は高齢社会を迎へ、当市の基幹的農業従事者の平均年齢は、5年前に比べると 0.9 歳増加の 63.8 歳となり、農業従事者の高齢化が急激に進んでいる状況にあります。こうした中、農業従事者の高齢化や労働力不足などにより、薬剤散布が行われないりんご放任園は、病害虫の発生源となり、周辺農家の経営や営農意欲への影響が懸念されるところであります。その一方で、去る、平成 28 年及び 30 年に津軽圏域で大量発生した、りんご黒星病は、深刻な被害をもたらしたことから、県や各自治体及び関係団体において対策が講じられ、一定の効果を上げてきたところであります。特に当市においては、県の補助事業を活用した「りんご放任園解消対策事業」などにより、放任園の解消に向けた対応がなされているところですが、解消に係る経費に対して、既存事業の助成額が低いことから、地元団体の協力を得難い事案もあり、放任園解消の停滞が懸念されます。このことは、農業従事者の高齢化や労働力不足が今後も進む状況にあることを踏まえると、対策の必要性が、一層高まるものと考えられます。つきましては、りんごの一大産地である当市において、りんご生産農家が安心して農業経営に取り組めるよう、下記の事項について要望するものであります。記。知事に対しては、「青森県果樹放任園発生防止等対策事業」の継続実施と、園地の状況や作業内容に応じた助成単価の見直しにより、放任園解消の促進を図ること、及び、市長に対しては、市の「りんご放任園解消対策事業」の交付単価を園地の状況や作業内容に応じて増額し、解消に係る事業費に見合った助成額とすることで、放任園解消の促進を図ること。以上でございます。

議 長 それでは、議案第 96 号、及び議案第 97 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長 議案第 96 号、及び議案第 97 号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないと認め、議案第 96 号、及び議案第 97 号は原案のとおり決定いたします。議案第 96 号、及び議案第 97 号で決定しました要望につきましては、今後、関係行政庁に要望して参ります。

次に、議案第 98 号を議題といたします。議案第 98 号は「弘前市農地移動適正化あっせん基準及び弘前市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 49 ページをお開き願います。議案第 98 号は「弘前市農地移動適正化あっせん基準及び弘前市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について」であります。提案理由は、「農地移動適正化あっせん事業実施要領」及び「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」の一部改正等に伴い、弘前市農地移動適正化あっせん基準及び弘前市農地移動適正化あっせん基準細則の一部を改正したい

事務局次長	ので、本会の決定を求めるものであります。このあっせん基準は、農業振興地域の整備に関する法律第 18 条において「農業委員会は、あっせんを行うにあたっては経営規模の拡大、集団化及び農地保有の合理化に資する」こととされていることから、その基準を定めているものであります。また、この基準により、農地移動適正化あっせん譲受け候補者等名簿を整備して、農用地の利用権設定等促進事業を実施しているところであります。なお、改正内容につきましては、農地集積推進委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上です。
議 長	農地集積推進委員会の報告をお願いします。
農地集積推進委員長	本日の、総会に提案されている改正案について、去る 6 月 14 日、農地集積推進委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、町田副委員長、石岡委員、金田委員、それと私岩谷が出席し、内容を検討し、改正案を策定いたしました。今回の基準改正は、国の実施要領の一部改正を受けてのものですが、50 ページ以降に新旧対照表があります。改正部分は下線が引かれてありますので、ご覧ください。それでは、主なものを説明いたします。51 ページをお開きください。改正案の 2、農用地等の権利を取得させるべき者の(2)ですが、令和元年度の農業経営基盤強化促進法改正に伴い廃止された「農地利用集積円滑化団体」を削除しております。次に、53 ページの 6、農業農村整備事業等との関連ですが、経営体育成支援事業が令和元年度から強い農業・担い手づくり総合支援交付金に統合されたことから、それに伴う経営体育成支援事業の文言を削除しております。この他は、字句の修正や削除となっております。以上が、あっせん基準の改正となります。次に 57 ページをご覧いただきたいと思います。あっせん基準細則の改正案になります。3、基準 3 (1) の「別に定める場合」の(3)の中心経営体の定義ですが、現行に記載の「人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱」が廃止されたことに伴い、検討の結果、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 26 条第 1 項の規定による地域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者」に変更しております。次に、59 ページになります。別表第 1 が、経営形態別基準経営面積の変更案になります。この面積を満たす農業者が譲受等候補者名簿に登録され、あっせんの受け手となります。国は事業実施要領において、区域の農家の平均経営面積以上で定めることになっていることから、直近の農林業センサスの結果を基にして、経営形態ごとの区域の平均面積を下回らない面積を基準面積として見直すものであります。なお、別表第 2 は、経営形態別の目標経営面積を示したものであります。これは市が定めている農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、いわゆる基本構想で示している目標面積との整合をとったものであります。また、この変更にあたり青森県中南地域県民局、弘前市、青森県土地改良事業団体連合会中弘支部、つがる弘前農業協同組合、相馬村農業協同組合、津軽みらい農業協同組合に意見を求めましたが、いずれも意見がない旨の回答を得ております。なお、この基準は今日の総会で可決いただきますと、青森県知事へ認定申請を行い、認定を受けた日から適用されるものであります。説明は以上であります。
議 長	それでは、議案第 98 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 98 号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 98 号については、原案のとおり決定いたします。

議　　長	次に、報告第 21 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	61 ページをお開き願います。報告第 21 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 49,319 m ² 、畑 10 件 67,620 m ² 、合計 14 件 116,939 m ² であります。なお、届出理由につきましては 63 ページから 64 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 21 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議　　長	次に、報告第 22 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	65 ページをお開き願います。報告第 22 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係が田 1 件 330 m ² 、畑 4 件 1,791 m ² 、合計 5 件 2,121 m ² であります。なお、届出理由につきましては、67 ページから 68 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 22 号について、御質問等ございませんか。
大湯茂八郎委員	はい。
議　　長	はい、20 番、大湯委員。
大湯茂八郎委員	20 番、大湯です。この総会のレジュメありますね。この一枚紙。これとね、微妙に言葉が違っているので、その確認ですけれども。分かりますか。レジュメだと、農地転用の届出というのが入っていないんですよね。議案の方には届出が入っている。本当に些細なことなんですが。
澤田農地調整係長	このレジュメの方が誤りで、議案の方が正解です。
大湯茂八郎委員	はい、分かりました。
議　　長	訂正しておいてください。他に何かありませんか。
	(なし)
議　　長	次に、報告第 23 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	69 ページをお開き願います。報告第 23 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 9 件 61,749 m ² 、畑 3 件 25,243 m ² 、合計 12 件 86,992 m ² であります。なお、解約理由につきましては、71 ページから 73 ページ

事務局次長	の解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 23 号について、御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	次に、報告第 24 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	75 ページをお開き願います。報告第 24 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 5 筆 12,426 m ² 畑 1 筆 5,040 m ² 合計 6 筆 17,466 m ² であります。以上であります。
議 長	報告第 24 号について、御質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 55 分]